

岩手県農薬展示圃における薬害等のリスク回避及び事後対策に係る内規
(令和3年12月17日制定)

農薬展示圃（以下、展示圃）での薬害発生事案を踏まえ、展示圃における薬害発生のリスク回避策及び事後対策について、展示圃事業の実施主体である（一社）岩手県植物防疫協会（以下、県植防）として以下のとおり内規を定める。

1. リスク回避策

（1）展示圃の設置規模

試験区の規模は、試験データを得るために必要な面積とすることを基本とするが、展示圃担当生産者（以下生産者等）の意向で筆単位やタンク容量に合わせ設置することも可とする。この際、生産者等は必ず展示圃依頼メーカー（以下、依頼者）の了解を得るものとする。

（2）薬害の発生回避に対する配慮

展示圃の薬剤散布に当たっては、薬害回避のため以下の点を順守する。

① 依頼者は、展示試験を申し込む際に、他作物を含めた展示農薬の薬害情報を県植防に提供する。

薬害情報がある展示農薬については、試験実施について県植防と依頼者で事前に協議する。

② 生産者等は、天気の良い午前中に散布する。高温時の散布は避ける。（止むを得ない場合はこれに限らないが、成績書に明記する）

③ 供試剤は単用を基本とする。混用する場合は2~3剤混用以下とし、生産者等は事前に依頼者に了解を得る。混用薬害事例のある混用は行わない。また、農薬以外（カルシウム資材、液肥等）との混用は行わない。

2. 薬害等が発生した際の対応

① 薬害と思われる症状等が認められた場合、担当農業改良普及センター（以下、普及センター）は直ちに県庁農業普及技術課（以下、普及技術課）に連絡する。

② 普及技術課は、県植防に連絡し、現場確認等について協議する。

③ 実害があると判断された場合は、事後対応を、県植防、依頼者、県の三者で協議する。

④ 損害に対する補填等が必要な場合は、県植防が依頼者と生産者等との調整を行う。

3. 関係者への協力依頼

県植防は、この内規が順守されるよう、依頼者、県及び生産者等に協力を依頼するものとする。

附 則

この内規に定めるもののほか、この内規の実施について必要な事項は、会長理事がこれを定める。

この内規は、令和4年度の農薬展示圃から適用する。